

オミクロン株感染対策に 空間除菌を!!

次亜塩素酸水による空間除菌解禁!!



▲議連代表から山本厚労副大臣に提言書を提出

2021年11月30日にはヒタヒタボスターも青色にイメージチェンジし「ヒタヒタにしない」と効かない「アルコールのように効かない」「吸い込む恐れがある」ほかのまらかった記載もすべてカットされました。

「空間噴霧をお勧めしないのは吸入により健康影響のおそれのある消毒薬や健康を害する類のものであり、次亜塩素酸水など個別の商品の選択についてはメーカーの取扱説明書や安全性の説明のもとに消費者が自己責任で使うことと変更されました。QAにも「個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って

適切に使用することを妨げるものはありません」と記載されました。次亜塩素酸水に対する根拠のない風評が流されたこの1年間にわたって本来感染対策に大きな効果を持つはずの資材製品が封じられてきましたがこの通達を持つて保健所も正しい指導を行うことができるとなりました。これから冬の換気が十分になる時期に向けてオミクロン株の流行も危惧されています。風評や保健所の指導で超音波加湿器を止めてしまった企業、自治体や介護施設、保育所などはいまや加湿器を倉庫から出して感染予防を再開してください。

ついに次亜塩素酸水の空間噴霧に対する厚労省の見解が変更となりました。2021年10月21日付で、厚労省より通達文が全国都道府県衛生主管局に発信されました。次亜塩素酸水を狙い撃ちにしたかのような今までの「おススメしない」通達文は変更されました。

厚労省から次亜塩素酸の空間噴霧を認める通達が出されました。



発行元
JJU 日本除菌連合
JAPAN JOKIKI UNION
〒001-0011
札幌市北区北11条西2丁目2-17 セントラル札幌ビル4階
info@jyokin-jp.com
https://jyokin-jp.com



除菌で元の生活を取り戻そう! 日本除菌連合は提言します

日本除菌連合加盟企業・団体 (2022.1.31現在)

ESI株式会社、株式会社あかりみらい、富士ブレード株式会社、株式会社エイチ・エス・ピー、森友通商株式会社 企画開発事業部、株式会社フントゥワン、株式会社マルエム商会 東京支店、RED株式会社、株式会社トラスト化学、株式会社エヌ・アイ・シー、ワイタ株式会社、丸山化成株式会社、株式会社環境コマース、株式会社プロス、テクノマックス群馬ステーション、株式会社宮川商店、足利市清掃事業株式会社、有限会社谷本エンヂニアリング、イツモスマイル株式会社、株式会社藤井産業、株式会社ホロン、株式会社ハーテック、株式会社環境技研、株式会社DAEG、東洋総業株式会社、東和薬品宮城販売株式会社、株式会社ピーステック、一般社団法人環境技術普及機構、株式会社メディスン、イシイ株式会社、株式会社スナガ、株式会社ESCO、株式会社グランブルー、グローリージャパン株式会社、株式会社すまいるびーぶ、水橋保寿堂製薬株式会社、株式会社スマイルプランネット、エーピーシーエンジニアリング株式会社、光和財研株式会社、株式会社ラジカルラボ、日本労働者協同組合(ワーカーズユニオン)連合会、株式会社エアビー、株式会社TPA、有限会社志貴野薬品、株式会社エビオス、株式会社ブーキビケン、株式会社カンスイ、高木薬品株式会社、ジャパンメディカルリンク株式会社、株式会社エヌ・シー、有限会社レオン・インターナショナル、ネストリング株式会社、株式会社フコク産業機器事業部モータ部、NASSO有責任事業組合、新時代化学株式会社、株式会社HSP・テクノ、株式会社万立、エコムパー株式会社、株式会社ケイエスシー、一般社団法人 鳳線会、株式会社エネファス、株式会社エクセレント、合同会社ワウオ技術研究所、株式会社PWCコーポレーション、株式会社フレームワークス、株式会社OAシステムシャープ、日本ラスト化学株式会社、株式会社SRSクリーンサービス、コヒラ工業株式会社、株式会社Re・工房、株式会社IHC(IHC内三便開発研究所)、R-Voice株式会社、有限会社藤川樹園、株式会社シーエス・エス、日本メカケア株式会社、エコワークス株式会社、寺本商事株式会社、有限会社フジヤマコム、CO2システムズ株式会社、株式会社若杉エンタープライズ、株式会社インス、株式会社エムジー・ワールド、栄新薬株式会社、株式会社クリーンテック、不二光学機械株式会社、株式会社クワンター、株式会社関西シニア住宅協会、奥多摩建設工業株式会社、株式会社センターバレイ、日本エヌ・シー・エイチ株式会社、株式会社テクノ見附、株式会社エワークス、株式会社イマージュテック、株式会社ダイカム、武田産業株式会社、熊本医療ガス株式会社、株式会社クリスタル技研、株式会社サクセス化成、大和ユニフォーム株式会社、福ネット株式会社、株式会社ハヤブサ技研、株式会社キセキ、株式会社トッパン、株式会社安然空間、須賀工業株式会社、明和工業株式会社、アゲハ産業株式会社、阪神金属興業株式会社、株式会社TSK、一般社団法人復興支援機構、株式会社エムサット、株式会社ジー・エルライフ、株式会社イーデン空間、株式会社マルシコム、株式会社パワークロージャパン、有限会社多満与志、フェル販売株式会社、日本発酵脚料株式会社、株式会社ミニテック、株式会社木曾駒マイクロ、ソクオウ株式会社、フジクス株式会社、株式会社MAST、K&Fリテール株式会社、Penta-C株式会社、有限会社関東商事、株式会社空、伸和コントロールズ株式会社、大成住宅株式会社、北海道酪産衛生衛生同業組合、エムアイサポート、有限会社シモダ薬品、パルシステム株式会社、有限会社ステークイッツや、株式会社サヤカ、有限会社ホットケール、株式会社ダイコム、有限会社ハイライフコムタ、株式会社森野電気、有限会社ハシツメ、福富サンヨーみの電、藤倉電気株式会社、伊藤電機株式会社、株式会社足利モール、社会福祉法人共生の丘、さかえ保育園、ホテルザセントレ宇都宮、ホテル丸治、宝木荘、社会福祉法人真亀会 老人保健施設春暁荘、社会福祉法人りこう会、有限会社栃木ケアーズ、株式会社石田屋、社会福祉法人すぎのこ会すぎのこ、社会福祉法人正恵会、株式会社黒磯中央自動車学校、カフェ・ロバール、近藤歯科医院、株式会社東葉館、焼肉じゅうじゅう、株式会社渡辺製作所、大谷社労士オフィス、有限会社和宏グループ、医療法人徹裕会 蜂谷病院、ミクロン電気株式会社、社会福祉法人幸世会 高齢者介護施設 宝夢、鬼怒川パークホテルズ、おおのでんき、ジェネリック、あおぞでんき、オオハシ電気、タキクチデンキ、茂木電機商会、ねぎしてんき、ソシタ電器、リムーヴテクノロジー株式会社、株式会社アンカー、社会福祉法人毛里田睦会 Enable Work、医療法人社団 新田診療所、有限会社アピア、有限会社船橋組、株式会社遠藤会計、株式会社シスコム・ワン、株式会社アリスホームヨコタ、株式会社RockEngineering、株式会社社長谷鳥、株式会社エー・ホー すすく新座楽園、株式会社EHD 保育ルーム げんき三芳園、キトス・アイ・アール株式会社 すすく保育園、シーバード、居酒屋 紅葉、株式会社KRJ、株式会社サンエム、株式会社サンエム、株式会社シヤパンリテールメンテナンス、花の食堂、株式会社コスモ技研、有限会社アイホームズ、株式会社ジャルム、一般社団法人日本鑑体ナノコイド協会、岩崎電気株式会社、レック株式会社、クラシキレイ化学株式会社、全国化粧品日用品卸連合会、公益社団法人日本プロボウリング協会、公益社団法人日本ボウリング場協会、株式会社ウィズユー、有限会社マルゲン、丸八企画、株式会社グリンク、プレイブリング株式会社、株式会社オーク製作所、八木春株式会社 東京支店、アドバンス・ウイング株式会社、FCR株式会社、抗ウイルス抗菌協会、株式会社サブリメント・ワールド、株式会社スーリヤ、株式会社ダン・タクマ、株式会社スマイル、株式会社アトラス(感染症.Com)、株式会社ナノ・スケール、株式会社H&A、株式会社トラストサポート、一般社団法人グリーン・ニューバブリック、株式会社村上製作所、Power Bell Japan、株式会社AIKリオテック、株式会社山菊、株式会社シヤインコーポレーション、桐生アドバンステック株式会社、株式会社アオキ、カルテック株式会社、日動工業株式会社、浪速焼材株式会社、江坂リアルティ株式会社、高木コーポレーション株式会社、株式会社ベッパハウス、アトラス、株式会社Eda・Mammy、特定非営利活動法人わんにやぶる短路、株式会社友社、ツボサカ機鋼株式会社、芳木会計事務所、株式会社サエクス、サンニネラル事業部、株式会社ひなた、訪問看護リハビリテーションひなた庚午、児童発達支援 放課後等フイブ・ヒナた観音、訪問看護リハビリテーションひなた吉島、新庄保育園、ぶれいすくーる ちゅーりっぷ、こどもデイサービス ちゅーりっぷ、(有)大塚学園 ていさーびす ちゅーりっぷ、エムアイサービス株式会社、香川県学校生活協同組合、有限会社リアライズ、株式会社ピロコ、ヨシノ高松、アークス株式会社、エコループ、有限会社エコクリエーション、有限会社ライナ(個人会員除く)

次亜塩素酸水を陥れた 風評工作の不都合な真実

新型コロナウイルスを不活化することが発表されたにも関わらず、造られた風評によって政府の感染対策に取り入れられずに来たこの1年半の経緯を振り返ります。

- 2020年4月 マスク、アルコールの払底。政府が全国民にマスク配布。飲用アルコールを医療や消毒に使うことを可能とすることを発表。アルコール業界の需給対策として500億円の補助金を交付。
- 4月15日 経産省はアルコールの払底に対してアルコール代替の資材として次亜塩素酸水と界面活性剤を試験すると発表。
- 5月30日 NHKニュースで「次亜塩素酸水の効果はなかった」、「空間噴霧は危険」とのセンセーショナルな誤報。NITEは否定するも民放、各紙が追従。「WHOが禁止している」など事実と反するファクトシートが流布。
- 6月11日 後にJFK代表理事となる(株)あかりみらい越智社長と5月13日に世界初のコロナ不活化試験結果を発表した北海道大学玉城名誉教授と次亜塩素酸研究の第一人者三重大学福崎教授、予防工学の東京工業大学奈良林特任教授の4名が東京KKRホテルにてインターネット中継を交えて記者会見。
- 6月26日 NITE最終報告。「次亜塩素酸水は新型コロナウイルスを不活化する」ただし「アルコールのように効かない。ヒタヒタにして20秒待たないとならない。空間噴霧は目が結膜炎になり気道障害を起こす。」とNITE委員長が発表。(後に否定。2021年10月21日に事務通達変更。11月30日にポスター差し替え)
- 6月30日 NITEの事実と反する発表に対して、全国の次亜塩素酸水溶液メーカーと販社約130社が一般社団法人次亜塩素酸水溶液普及促進会議(JFK)を設立。JFK設立総会。記念講演会。全国中継。厚労大臣、経産大臣、消費者庁長官に質問状。NHKに質問状。NHKの誤報についてBPOに提訴。
- 7月11日 東京KKRホテルにてJFK勉強会。全国中継。
- 9月1日 北里大学片山教授(NITE委員を脱退)が洗剤と次亜塩素酸水の新型コロナウイルス不活化試験結果を発表。「次亜塩素酸水は新型コロナウイルスを不活化しなかった」と科学的にありえない内容を発表。
- 11月11日 朝日新聞にJFK全面意見広告。
- 11月17日 札幌市コンベンションセンターにて第1回JFK学会開催。学会アピールを発表。
- 11月21日 菅総理大臣、西村産業創生大臣にJFK提言書提出
- 12月21日 参議院議員会館地下会議室にて国会議員勉強会開催。
- 2021年4月22日 日本除菌連合設立総会
- 5月12日 第1回「感染対策を資材と方法から考える超党派議員連盟」総会
- 7月8日 第2回「感染対策を資材と方法から考える超党派議員連盟」総会 NITE松本委員長よりメッセージ。

- 2~8月 参議院予算委員会、厚労委員会、農水委員会などで議連議員から国会質疑「除菌対策に補助金を」「オリンピックでも空間除菌が必要」「WHOは次亜塩素酸水の空間噴霧を禁止していない」「厚労省がおススメしない根拠はなにか」←田村厚労大臣「WHOが禁止していないことは確認」「海外での知見がないため厚労省としてはおススメしていない」
- 8月26日 次亜塩素酸水の空間噴霧の安全性についてヒトによる安全性試験結果を発表。
- 8月31日 三重大学福崎教授が田村厚労大臣に次亜塩素酸水の安全性と効果についてレクチャー。
- 9月1日 JFK品質認証システム開始
- 9月11日 参議院議員会館講堂にて第3回議員連盟総会。厚労省代表より「空間噴霧をお勧めしないとやっているのは健康に害のある強力な消毒剤のことを指しており、次亜塩素酸水はこの限りにあらず」と新たな見解を表明。厚労省副大臣と経産省副大臣に議連提言書手交。厚労省副大臣から通達を事務連絡として出す旨回答。
- 9月~11月 通達事務連絡文の修正案交渉。議連会長の片山さつき議員事務所にて通達をよりわかりやすい表現に修正することと3省連名ポスターの抜本的修正を求めて打ち合わせを重ねる。
- 10月13日 幕張メッセにて感染対策エキスポにJFKブース出展。
- 10月21日 厚労省が全国に修正事務連絡を通達。QAでは「メーカーの使用上の注意を遵守して安全に使うことを妨げるものではない」という明確な表現が全国の自治体保健衛生主管局に送られた。
- 10月23日 札幌市道新ホールにて第2回JFK学会開催。全国中継。
- 11月24日 JFK会員41社からの中間報告では450の自治体保健所のサンプリング調査を行ったところ280が通達を見ていないという結果が判明。11月29日に厚労省が全国に再通達。
- 11月30日 3省連名ポスターの修正版が差替えされる。
- 12月8日 JFK臨時総会開催

第2回議員連盟総会へのNITE評価委員長のメッセージ

「新型コロナウイルスの伝播様式については、米国CDCも空气中を漂うエアロゾルを介した感染リスクが高いことを示しており、マスクの着用やソーシャルディスタンスだけでは感染対策上、十分でないことはこれまでのクラスター発生の状況からも明らかです。

有効な対策としては換気の徹底あるいは空間中のウイルスの消毒が挙げられますが、まだ科学的に証明されていないために有効と思われる方法が取り入れられておりません。超党派議員連盟の先生方には、是非、科学的な検証を後押ししていただき、空間中のウイルス対策を国内外で活用できるようご支援をいただくことを切に願っております。(国際医療福祉大学教授 松本哲哉)

詳しくは **検索** **次亜塩素酸水溶液普及促進会議** **ホームページをご覧ください。**

当会議の活動/JFK品質認証シール/次亜塩素酸水溶液への誹謗中傷に対する当会議の見解/効能・安全性のエビデンス/除菌事例/ご意見・ご質問メッセージ 意見広告/実験動画/次亜塩素酸水溶液について/次亜塩素酸水溶液の有効性/次亜塩素酸水に関する記事集/空間噴霧に対する真実/JFK通信

厚労省、経産省、消費者庁連名のポスターが変更されました!!

次亜塩素酸水の空間噴霧への厚労省の見解が変更されました!

これまでのポスター（2020年6月26日）

新しいポスター（2021年11月30日差し替え）

新型コロナウイルス対策

「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項 アルコールとは使い方が違います

注意! 次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）とは別のものです。

拭き掃除には、有効塩素濃度 80 ppm 以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアヌレートナトリウム等の粉末を水に溶かしたものを扱う場合、有効塩素濃度 100 ppm 以上のものを使いましょう。※その他の製品によるものは、製造によらず、必ず有効塩素濃度は同じです。

①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度 200 ppm 以上のものを使うことが望ましいです。

②十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす

アルコールのように少量をかけるだけでは効果ありません。

③少し時間をおき（20秒以上）、きれいな布やペーパーで拭き取る

20秒も時間をおく必要はありません。詳しくはホームページの実験動画をご覧ください。

安全上の注意

- 製品に記載された使用上の注意を正しく守ってください。
- 希釈用の製品は正しく希釈して使いましょう。
- 酸と混ぜたり、塩素系漂白剤と混ぜたりすると、塩素が発生する危険があります。（また、開栓時は、塩素が既に発生している可能性に注意してください。）
- 人が吸入しないように注意してください。人がいる場所で空間噴霧すると吸入する恐れがあります。
- 濃度が高いものを使う場合、換気手をあけず、ゴム手袋などを着用してください。

効果的に使うためのポイント

- 使用の際は、酸性度・有効塩素濃度や使用期限等を確認しましょう。
- 有機物に弱いので、汚れを落としてから使用してください。
- 空気中の浮遊ウイルスの対策には、消毒剤の空間噴霧ではなく、換気が有効です。

空間噴霧に関しては、様々な実験とシミュレーションで安全性が実証されています。詳しくは次亜塩素酸水溶液普及促進会ホームページをご覧ください。

本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。修正されることがあります。

厚生労働省 経済産業省 消費者庁

新型コロナウイルス対策

「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の使用方法

注意! 次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）とは別のものです。

拭き掃除には、有効塩素濃度 80 ppm 以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアヌレートナトリウム等の粉末を水に溶かしたものを扱う場合、有効塩素濃度 100 ppm 以上のものを使いましょう。※その他の製品によるものは、製造によらず、必ず有効塩素濃度は同じです。

①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

②拭く対象物に対して十分な量を使用すること

用法・用量を守りましょう。

③きれいな布やペーパーで拭き取る

20秒反応させた試験を行い有効性を確認しています。

安全上の注意

- 製品に記載された使用上の注意を正しく守ってください。
- 希釈用の製品は正しく希釈して使いましょう。
- 酸性の製品やその他の製品と混合・併用しないでください。
- 眼や皮膚についたり、飲み込んだりしないよう、注意してください。
- 「次亜塩素酸ナトリウム」を水で薄めただけでは、「次亜塩素酸水」になりません。

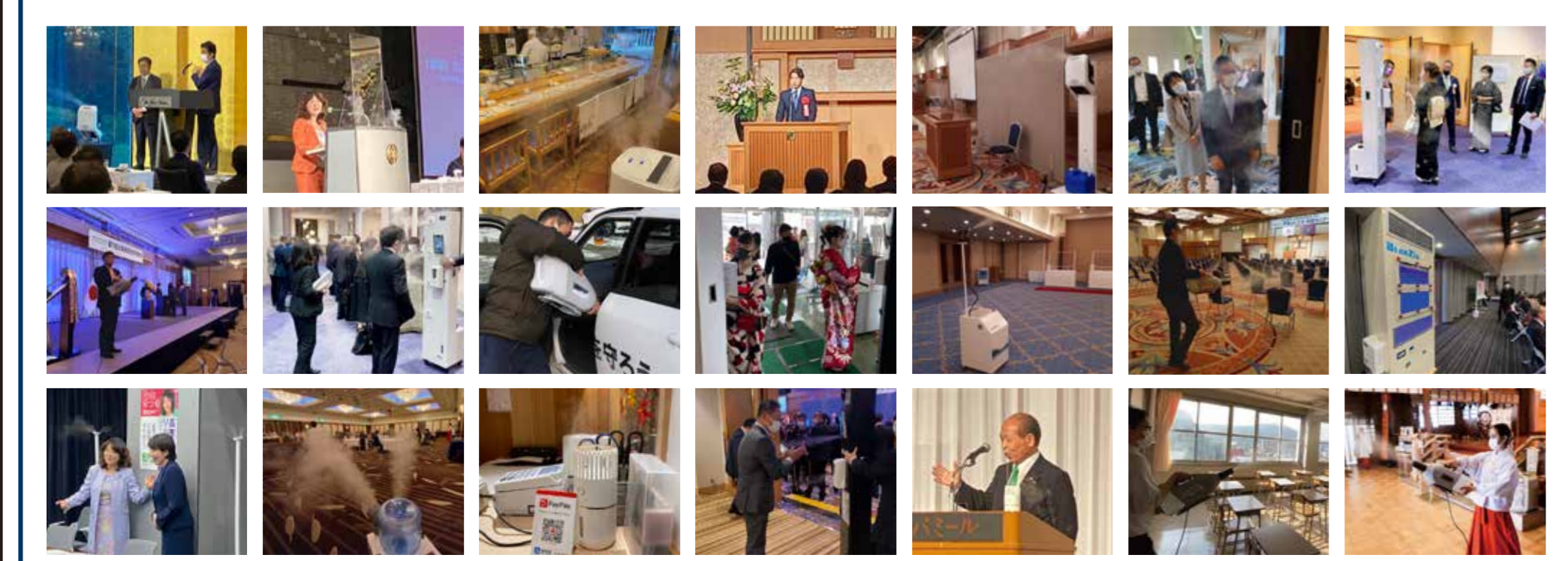
効果的に使うためのポイント

- 使用の際は、酸性度（pH）・有効塩素濃度や使用期限等を確認しましょう。
- 有機物に弱いので、汚れを落としてから使用してください。
- 紫外線に弱いので、遮光性のボトルを使用し、冷暗所に保管しましょう。

本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。修正されることがあります。

厚生労働省 経済産業省 消費者庁

国内の最新除菌事例



次亜塩素酸水の安全性については、数々の動物実験とヒトによる実験によっても証明されています。通常の製品を取り扱い説明書に沿って使用しても、労働安全衛生法に規制される数値 500ppb の一桁以上低い数値にしかなりません。超音波加湿器によって霧状に噴霧されたミストは気化することで 10~50ppb (ppbはppmの1/1000) 程度の濃度のガスに変わり空気中の除菌を行います。この数値はプール室内空間と同様の水準で人体には影響ありません。

次亜塩素酸水溶液の空間噴霧

2種類の形態で作用する

気体状次亜塩素酸

噴霧微細粒子

超音波霧化器

超音波霧化粒子の安全性試験

1. 噴霧吸入毒性試験（ラット）

曝露期間：90日間

次亜塩素酸水溶液（pH 5.5~5.8）
 ・ 50 mg/L (13 mg/h・m³)
 ・ 100 mg/L (27 mg/h・m³)
 ・ 200 mg/L (53 mg/h・m³)

対照群：水道水

以下の項目を検査

- 一般状態、体重増加に異常なし
- 肝機能、代謝機能、肝臓に異常なし
- 血液一般検査において異常なし
- 血液学的検査において異常なし

全身体毒性および吸入毒性は認められない

2. 気管支内投与による急性毒性試験（ラット）

次亜塩素酸水溶液：250 mg/L, pH 6.5 対照群：注射用水

投与量：0.5 mL/kg 体重

観察期間：14日間

- 一般状態、体重増加に有意差なし
- 肺腫瘍、肺胞洗浄液の総細胞数と細胞成分の百分率に有意差なし
- 肺の組織学検査において異常なし（肺動脈炎を誘発しない）

急性全身毒性および肺への毒性は認められない

気体状次亜塩素酸の安全性試験

1. 亜慢性吸入毒性試験（ラット）

曝露期間：90日間

110 mg/Lの次亜塩素酸水溶液を霧化して曝露（pH 8.4）

下記項目に特記すべき差は認められていない

- 血液学的検査
- 血液生化学的検査
- 肺の病理組織学検査

2. コメットアッセイ（マウス肺）

曝露期間：90日間

100, 1,000 mg/Lの次亜塩素酸水溶液を霧化して曝露（pH 9.0）

- %DNA in tail に有意な増加なし
- ヘッジホッグ経路に顕著な増加なし

DNA傷害を誘発しない

肺の病理組織学検査

1) 水道水 2) 次亜塩素酸

肺および気管支に変化は認められない

三重大学 大学院生物資源学研究所 福岡哲司先生 「室内空間における低濃度次亜塩素酸の安全性」より抜粋

ヒトによる安全性試験

2021年3月にJFK加盟社の次亜塩素酸水を市販専用噴霧器を用いて20名を2群に分けて臨床試験を行った。1日8時間28日間の噴霧下で次亜塩素酸水を水道水の噴霧ですべての検査項目で有為な差は認められなかった。

監修 北海道大学名誉教授 玉城英彦

（一社）次亜塩素酸水溶液普及促進会議

では会員メーカーの製品について厳正な検査を行い、ガイドラインに適合した製品のみ品質認証シールを貼付しています。次亜塩素酸水製品を選択する際にはJFK品質認証シールのあるものからお選びください。

JFK AA000000

詳しくは 検索 ⇒ **次亜塩素酸水溶液普及促進会議**

事務連絡
令和3年10月21日

各都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管（部）局 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法については、「独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）において有効性の評価が行われており、当該結果を含め、現在の知見を経済産業省、消費者庁とともにホームページにおいて周知しているところです。

近時、次亜塩素酸水を空間噴霧して使用することについて問合せが多く寄せられているところ、今般下記のとおりとりまとめた上、別添のとおりQ&Aとしてお示ししますので、内容について御了知の上、貴管内の関係機関に対して周知くださるようお願いいたします。

記

厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の「5.（補論）空間噴霧について」の【参考情報3】において、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸い込むことは、推奨できません。」と記載しております。

これは、消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質を空間噴霧して使用することは、眼や皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨しない、という趣旨です。個々の製品の使用に当たっては、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用してください。

なお、同ホームページの「5.（補論）空間噴霧について」における「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質」に該当する製品が、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。

1 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）5.（補論）空間噴霧について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

（別添）

【次亜塩素酸水の空間噴霧について】

問 厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の「5.（補論）空間噴霧について」の【参考情報3】において、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸い込むことは、推奨できません。」としているが、これは厚生労働省として、次亜塩素酸水を空間に噴霧する事をいかなる場合でも禁止するという趣旨か。

（答）

世界保健機関（WHO）は、新型コロナウイルスに対する消毒に関する見解の中で、「室内空間で日常的に物品等の表面に対する消毒剤の（空間）噴霧や燻蒸をすることは推奨されない」としており、このような国際的な知見に基づき、健康影響のおそれのある消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれのある場所での空間噴霧をおすすめしない、という趣旨を示すものです。

なお、個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用することを妨げるものではありません。

ただし、「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質」に該当する製品が、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。